

# 令和4年度契約野菜収入確保モデル事業

## の事業者を募集します

### 1. 事業について

- ◎国産野菜の周年安定供給に向けた契約取引の推進を図るため、契約取引される野菜の価格低落時の出荷調整、価格高騰時の契約数量の遵守、契約数量確保のための市場調達等を行った場合に交付金を交付します。
- ◎同一契約における価格高騰時の出荷促進タイプと低落時対策の出荷調整タイプの同時申し込みが可能です。
- ◎書面による契約取引（口頭契約の場合は契約内容確認書）が対象です。



#### 公募期間

令和4年1月11日（火）～2月18日（金）正午必着

※第1回の募集対象は、出荷期間が令和4年4月から10月までに開始する申込区分です。第2回募集（令和4年11月から令和5年3月に開始する申込区分）は、7月中旬に行う予定です。

### 2. 事業タイプ

#### ◎出荷調整タイプ

（生産者等向け、価格低落時対策）

生産者が、不作等による供給量不足を避けるため、契約数量以上の作付けを行い、価格低落時に出荷調整を行った場合に減収分の一部を補てんします。

#### ◎出荷促進タイプ

（生産者等向け、価格高騰時対策）

価格が高騰した際に、生産者等が契約に沿って出荷をした場合に市場価格との差の一部を補てんします。

#### ◎数量確保タイプ

（中間事業者向け、価格高騰時対策）

実需者と契約取引を行う中間事業者が、不作等による価格高騰時に契約した生産者からの仕入量が減少し、実需者との契約数量確保のために、市場等から調達を行った場合に、掛り増し分の一部を補てんします。

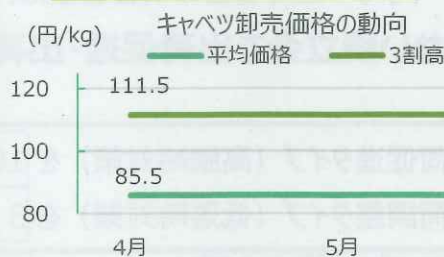
例えば、野菜の市場価格が3割高騰した場合

#### 出荷促進タイプ

品目：春キャベツ  
申込数量：30トン  
対象出荷期間：4月～5/20



交付金交付額：13万円



### 3. 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう、レタス（指定野菜14品目）

### 4. 対象事業者

◎出荷調整タイプ・出荷促進タイプ

・生産者、生産者を構成員とし販売委託を受ける生産出荷団体

◎数量確保タイプ

・実需者と契約取引する中間事業者（流通業者、加工業者、商社等）

※詳しくはホームページの公募要領をご覧ください URL: [https://www.alic.go.jp/y-keiyaku/yagyomu03\\_000105.html](https://www.alic.go.jp/y-keiyaku/yagyomu03_000105.html)

<問い合わせ先>

独立行政法人農畜産業振興機構 野菜振興部 契約取引推進課

長内・長島 tel: 03-3583-9818



(参考)

同一契約に対し、2タイプ申し込みできます！

## 契約野菜収入確保モデル事業の同時申し込みの例

品 目：春キャベツ 出荷期間：4 / 1 ~ 5 / 20  
生産数量：13 トン（うち、契約数量 10 トン、余裕作付分 3 トン）  
作付面積：32a



### ① 出荷促進タイプの積立金の範囲内で出荷調整タイプを同時に申し込む場合

出荷促進タイプ（高騰時対策）を 10 トン  
出荷調整タイプ（低落時対策）を 3 トン で申し込み

それぞれの積立金額は

- ・出荷促進タイプ：10 トン × (積立単価) 68.64 円/kg × 生産者負担分 1/2 = 34.3 万円
  - ・出荷調整タイプ：3 トン × (積立単価) 34.32 円/kg × 生産者負担分 1/2 = 5.1 万円
- 同時申込の場合の積立金額は、高い方の **34 万円** となります！

※出荷促進タイプの積立単価は3段階（平均価格の200%、180%、150%）で選択できます。ここでは最大の200%（68.64円/kg）を選択  
※出荷調整タイプの限度数量は、契約数量の30%

### ② 出荷調整タイプの積立金の範囲内で出荷促進タイプを同時に申し込む場合

出荷調整タイプ（低落時対策）を 3 トン  
出荷促進タイプ（高騰時対策）を 5 トン で申し込み

それぞれの積立金額は

- ・出荷調整タイプ：3 トン × (積立単価) 34.32 円/kg × 生産者負担分 1/2 = 5.1 万円
  - ・出荷促進タイプ：4 トン × (積立単価) 25.74 円/kg × 生産者負担分 1/2 = 5.1 万円
- 同時申込の場合の積立金額は、高い方の **5.1 万円** となります！

※出荷調整タイプの限度数量は、契約数量の30%  
※出荷促進タイプ積立単価は150%(25.74円/kg)を選択

### ③ 少ない積立金で出荷促進・出荷調整タイプに同時に申し込む場合

出荷促進タイプ（高騰時対策）を 10 トン  
出荷調整タイプ（低落時対策）を 3 トン で申し込み

それぞれの積立金額は

- ・出荷促進タイプ：10 トン × (積立単価) 25.74 円/kg × 生産者負担分 1/2 = 12.8 万円
  - ・出荷調整タイプ：3 トン × (積立単価) 34.32 円/kg × 生産者負担分 1/2 = 5.1 万円
- 同時申込の場合の積立金額は、高い方の **12.8 万円** となります！

※出荷促進タイプ積立単価は150%（25.74円/kg）を選択  
※出荷調整タイプの限度数量は、契約数量の30%

# 契約野菜収入確保モデル事業の概要

○ 野菜の契約取引の推進を図るため、生産者等が負うリスクを軽減するために、以下の3つのタイプの対策を実施

- ① 出荷調整タイプ： 契約数量確保のための余剰作付け分を価格低落時に出荷調整した場合に収入の一部を補てん
- ② 出荷促進タイプ： 価格高騰時に、市場ではなく、契約に沿って野菜を出荷した場合に市場価格との差額の一部を補てん
- ③ 数量確保タイプ： 中間事業者が、契約数量確保のために市場等から契約対象野菜を調達をした場合に費用の一部を補てん
- 対象品目は、指定野菜の14品目
- 作付面積等の制限はなく、指定産地内外を問わず対象

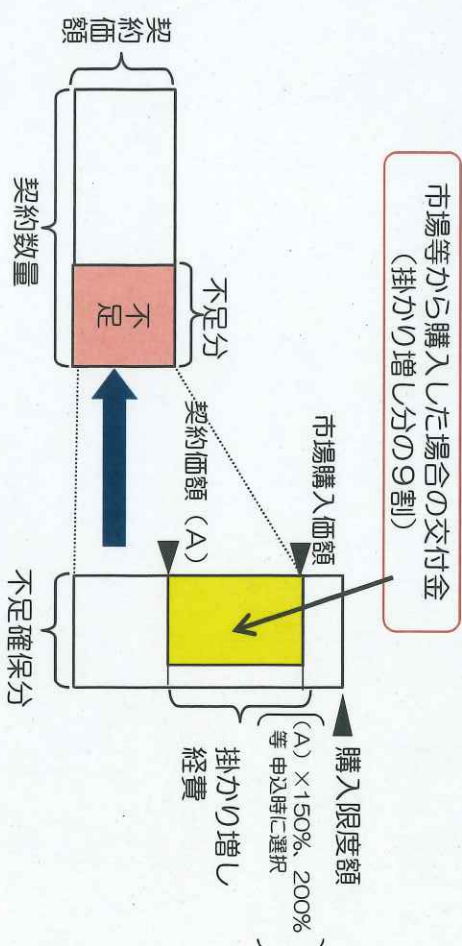
## ① 出荷調整タイプ

実需者等との契約取引において、作柄不良等による供給量不足を避けるため、契約数量確保のための余剰作付けを行い、価格低落時に**出荷調整を行った場合に**、その収入減の一部に交付金を交付



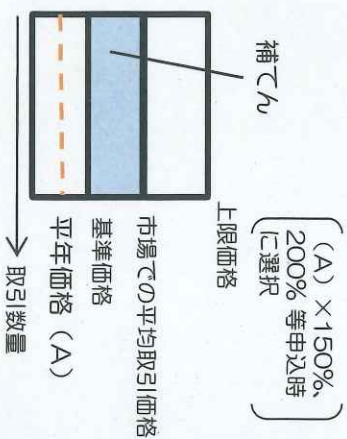
## ③ 数量確保タイプ

中間事業者等が契約数量の確保のために**市場等から契約対象野菜を調達した場合に**、その確保に要する費用の一部に交付金を交付



## ② 出荷促進タイプ

価格高騰時に、**市場ではなく、契約に沿って野菜を出荷した場合に**、出荷数量に応じて交付金を交付



出荷数量に応じて、市場の平均取引価額と変動基準額との差額の一部を補てん

※ 国と生産者の負担割合＝50：50 (県費負担なし)